

第5章

6つの充実

誰もが笑顔でいきいきといつまでも暮らせるように、
支え合いやつながりが充実したまちをめざします。

基本理念を達成するために、持続可能な地域づくりやオール伊賀市で連携して取り組んでいくしくみ、そして支え合いの基盤やつながりを強めていく6つのことを充実させる取り組みを進めます。

- 1** みんなでつくる地域福祉コミュニティ 69
- 2** 多機関の連携による福祉の「わ」づくり 73
- 3** つながりあえる地域づくり 77
- 4** 安心と安全のまちづくり 81
- 5** これからの人材を育成するしくみづくり 87
- 6** 生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり . . . 91

これからの地域づくりのしくみを実現します

伊賀市では、第3次計画において、住民主体による地域課題解決に向けた協議を行う場である「地域福祉ネットワーク会議」を住民自治協議会単位で設置することに取り組みました。

現在はほぼすべての住民自治協議会単位で設置を終え、ネットワーク会議間の連携を深めるために、地域福祉ネットワーク会議連絡会を設置しました。

これからの地域づくりのしくみを考える際に重視するのは、これまで積み上げたものを活かしていくということで、決して今までにない新しい何かを生み出すことではありません。これまでから地域にあるものや地域で行ってきていることで、今までは気付かなかった、何気なく見過ごしてきてしまったものを、別の視点から見つめなおすことで、発見することや気づくことで作りあげることができます。本計画では、地域福祉ネットワーク会議をベースに、わたしたちが暮らしている地域において、ひとりひとりが社会とのつながりを持ち、誇れるモノを確認できる、答えることができるそんな地域の宝物を見つけられる地域づくりを支援します。

01

既存の拠点やしくみを最大限に活用します

第3次計画において全住民自治協議会単位で設置をめざした地域福祉ネットワーク会議は95%まで設置は終わっていますが、引き続き未設置地区への設置支援と設置地区の運営支援を行います。そして地域福祉ネットワーク会議間の連携を構築するための地域福祉ネットワーク会議連絡会の運営についても支援を行うことで、各地域の運営等における課題の解決や改善を行うことにつなげていきます。

こうした地域福祉ネットワーク会議の設置及び運営支援や地域福祉ネットワーク会議連絡会の活動を円滑に進めていくために、地域に出向いて地域支援を専門的に行う「地域福祉コーディネーター」を配置します。

そして、この地域福祉ネットワーク会議をベースに、ニーズや課題に応じた柔軟で多様な主体によるプラットフォームの形成に向けて支援します。プラットフォームの形成の仕方にはさまざまな方法があり、形成されたプラットフォーム自体も地域の特性に合わせてさまざまな形になりますが、共通しているのは地域住民が誇れるモノであるということです。計画期間中にそんなプラットフォームが1つでも多くできるように支援します。そのためにも、既存の施設等を地域拠点として活用する等、地域コミュニティ機能を高める取り組みを推進します。

地域福祉ネットワーク会議

- ・住民主体による地域課題解決に向けた協議の場

地域福祉ネットワーク会議 連絡会

- ・ネットワーク会議間の相互連携の構築

多様な主体が集い形成する プラットフォーム

- ・地域の特性に応じ、多様な主体によりつくり出す

02

地域住民や多様な主体による地域活動を支援します

地域生活において、既存の取り組みでは対応できない制度の狭間となる問題や、ひとりひとりでは解決が困難な生活課題が発生しています。他人事を「我が事」に変え、お互いさまの精神により「みんなで作る地域福祉コミュニティ」を実現していくためには、住民を主体とした地域課題を把握して解決を試みる体制の充実が必要です。

地域づくりのコーディネート機能を担う「地域福祉コーディネーター」は、人づくり、拠点づくり、活動支援、財源確保、ネットワークの構築、情報支援などを行います。多様な主体が、活動分野を越え協働して地域課題解決に取り組めるように支援します。その他、活動団体が実施する事業や活動がどのような社会的・環境的な成果が得られるかを見直すなどのコンサルティングを行い、活動団体の課題解決力を高めながら、地域の活性化をめざします。

03

支え合いやつながりを育む活動を支援します

オンリーワンの地域づくりの推進として、現在でも一部の地域ではオリジナル性を出したカフェや市場等のコミュニティビジネスを核にした地域づくりが行われていますが、このような地域をさらに広げていき、地域住民がいきいきと活動できる場を作ることで、支え合いやつながりを育む取り組みについて支援します。

※コンサルティングとは

本来の意味としては経営者等に解決策を示し、その発展を助けることを意味しますが、ここでは広義として活動団体等に対して、ファンドレイジングなどの組織基盤強化を通じて、団体の活動の発展をサポートしています。



多機関が連携した福祉の「わ」を創造します

伊賀市には、社会福祉法人・NPO 法人・民間の事業者等のさまざまな機関があり、すべての機関が、市民が暮らしやすい、住んでいてよかったと思えるまちづくりをめざして取り組みを行っています。

それぞれの業種や分野を超えて連携することで、相乗効果が生まれ、福祉が充実したまちになると考えています。

01

多職種連携による取り組みをすすめます

保健・医療・福祉分野における連携を深め、お薬手帳を活用して、在宅患者支援のしくみづくりに協働して取り組んできました。これにより、専門職ごとによって行われていた支援が、横のつながりをもって行われるようになり、医療ニーズのある人が在宅で安心して暮らしていくことが出来るようになりました。

また、専門職同士の意識にも変化が現れ、多職種が連携した取り組みを推進することが支援を受ける人だけではなく、支援をする側にとってもプラスになるということも分かってきました。

引き続き多職種が連携し、取り組みを進めていくことで、市民ひとりひとりが幸せに暮らしていけるまちづくりを推進していきます。

社会福祉法人連絡会による取り組みを推進します

伊賀市では、それぞれの社会福祉法人が連携して、地域貢献活動を行うことを目的として 2016（平成 28）年 2 月に「伊賀市社会福祉法人連絡会」が設立され、これまでにセミナーの開催や、人材の派遣、物品等の貸し出し、また新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大の影響で生活に困っている人の支援のためのフードパントリー（食材提供）事業を行い、地域貢献活動に取り組んできました。

また、災害時においては福祉避難所として指定されている施設もあり、避難者の受け入れや、万が一被災しても福祉避難所として運営するため BCP（事業継続計画）についても相互で協力して作成を行う取り組みを行いました。

さらに、不足する福祉人材の確保のために、福祉体験教室の開催や外国人を対象にした「福祉の仕事」に関する DVD を作成し、幅広く人材確保に取り組んでいます。

今後は、福祉避難所としての体制を強化していくことに加え、福祉的ケアが必要な方への専門職の派遣や、福祉や介護に携わる人材育成等について、さらなる連携強化により取り組みます。

また、社会福祉連携推進法人制度という新たなしくみが示された中で、地域共生社会の実現のために、分野を超えた連携支援を行うことや、災害時対応・感染症対応・人材不足への対応という大きな共通課題に取り組む、他の事業者等と連携してさらなる地域貢献活動を行うために、ネットワークの拡充をめざします。

※社会福祉連携推進法人制度とは

社会福祉法人は、経営基盤の強化に加えさまざまな福祉ニーズに対応することが求められており、そのための社会福祉法人間の連携方策に係る選択肢の1つとして、社会福祉連携推進法人を創設して連携に取り組むことが 2020（令和 2）年の社会福祉法の改正により示されました。

さまざまな事業者等と連携を行います

伊賀市では、市内にあるさまざまな事業者と協定を締結し、地域における見守り活動をはじめ、伊賀市が行う事業の啓発や周知を行っていただいています。

これまで福祉のさまざまな支援の特徴としては、相談に来た人に対応することが主なもので、アウトリーチの部分に弱みがありました。各事業者と協定を締結することで、アウトリーチの強化につながると考えています。これからもさまざまな事業者と協定を締結することで、弱みを補えるように努めていきます。

また、地域食堂や学習支援を地域で行って活躍するボランティア団体が増えてきましたが、そういった団体の育成を今後行うとともに、継続して活動を行えるように支援します。

そして、市が中心となって事業者間の連携を構築し、分野を超えた協働を行い、オール伊賀市による福祉のまちづくりに取り組みます。



つながりあえる地域づくりを実現します

社会や地域とつながりたいのにつながることが出来ない等、人や社会との関わりの中で困難を抱え、生きづらさを感じて望まない孤立をしている人が増えているという課題が浮き彫りになりました。

これは地域における支え合いの基盤・つながりが希薄化していることが原因として考えられます。

伊賀市では本計画において、住民相互で支え合う関係づくりを充実させることをめざして取り組みを進めます。

01

再犯防止に向けて取り組みます

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時無職であったり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率より約3倍高いことから、不安定な就労が再び罪を犯すリスクになっていることが明らかになっています。

また、適切な住居が確保されないまま刑事施設を出所した人が再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが分かっています。

さらに、高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、短期間で再犯に至る傾向があります。知的障害のある人も全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

このようなことから、罪を犯した人の生活基盤の不安定さが、再犯につながる原因と考えられます。犯罪をした人等が必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関等と連携を強化します。

そして、罪を犯した人の立ち直りを支えていくため、更生保護団体と協働し「社会を明るくする運動」を実施し、趣旨の啓発に努めます。

02

ひきこもりサポートの取り組みを拡充します

ひきこもりなどの「生きづらさ」について、本人や家族、地域の人々が気軽に相談することが出来る窓口を設置するとともに円滑な運営を行うことに努めます。

そして相談窓口とともに、気軽に利用することが出来る居場所の確保や、本人が社会参加しいきいきと活躍が出来る場や機会づくりを進めます。

また、ひきこもりなどの「生きづらさ」について、啓発に関するイベント等も開催することで、市民に広く正しく理解をしてもらい、その「生きづらさ」が少しでも軽減されるよう努めます。

そのために、世代や分野を超えた支援関係機関によるネットワークの構築を行い、連携した支援を行える体制づくりに取り組むとともに、ひきこもりサポーターを養成して、さまざまな角度から支援を行います。

03

孤立のない社会の実現をめざします

住み慣れた地域で助け合い、支え合い暮らしていくためには、普段からの何気ない声かけのようなちょっとした交流が大切です。自分の身の回りにどんな人がいるのかという意識や、誘い合う気持ちを持つことを呼びかけます。

併せてつながりを持つために、元気なうちからの積極的な社会参加を促すとともに、場づくりやしきみの構築が必要であり、そのような取り組みを支援します。

ただ、孤立や孤独に関する課題は制度や事業だけでは対応できないことも多く、正しい理解が必要であり、回り道でも本人の話をしっかりと聴き、丁寧な対応を心掛け支援します。そのために、課題を抱えた人を住民同士で支え合えるしくみづくりを進めます。

04

自殺対策の取り組みを進めます

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識になるよう普及啓発に努めます。また、さまざまな悩みや生活上の困難を抱えた人に対して早期の気づきが重要であることから、市民ひとりひとりが身近な「ゲートキーパー」として行動できるよう人材育成を図っていきます。

そして、自殺の背景にあるさまざまな悩みを包括的に支援できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、必要とする人が相談窓口を知り相談を受けやすいよう周知を行います。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取り組みが重要です。生きづらさや悩みを抱えた人が、孤立することなく、地域とつながり、支援を受けることができ、悩みを抱える人を支える家族等の支援者が孤立しないよう、支援関係機関が連携・協働するしくみを構築し、地域におけるネットワーク強化に努めます。

※ゲートキーパーとは

心の不調のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割ができる人のことをいいます。



安心と安全のまちづくりを実現します

困りごとを気軽に頼むことが出来ないという課題についても浮き彫りになりましたが、伊賀市でも一人暮らし高齢者世帯、もしくは高齢者のみの世帯の比率が上昇しています。

世帯構成の変化は社会構造の変化に伴うものですが、変化することは問題ではありません。ふだんの暮らしに困ることがないような地域社会を維持できないということが問題になります。

このことも地域における支え合いの基盤であるとか、つながりという意識が希薄化することによりもたらされているということが現状です。

伊賀市では本計画において、安心して暮らし続けられる地域づくりを充実させることをめざして取り組みを進めます。

そしてこの取り組みを進め、誰もが伊賀市でいつまでも安心して暮らし続けることが出来る地域を実現します。

01

ユニバーサルデザインを推進します

多様な人が生活しやすく、全世代に優しく暮らしやすいまちづくりを実現するために、ハード面ならびにソフト面のみならず、「心のユニバーサルデザイン」を含めた一体的なユニバーサルデザインを推進に取り組みます。

現在市職員と社会福祉法人を対象にユニバーサルデザイン研修会を開催していますが、今後はより広く周知及び啓発を行うために、市民向けの研修会の開催について、積極的に検討していくとともに、市民アンケートを行いニーズの把握に努めます。

また、三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進条例の周知など、ユニバーサルデザインに関する情報発信や啓発活動を行い、市民の皆さんの意識や日頃の行動がユニバーサルデザインに基づいたものとなるよう取り組みます。

02

見守り支援等を強化し安心して暮らせるよう努めます

認知症を原因とした行方不明者が毎年いるという課題があります。「認知症を原因とした行方不明者による死亡者をゼロにする」という目標を掲げて取り組みを進めます。

人とのつながりが希薄なことが認知症発症リスクの大きな要因であることから、生きがいづくりや地域でのつながりづくりも進めていきます。

さらに民生委員や見守り支援員等による普段の見守りや、ICT 等の技術によるツールを活用し、非常時においても早期に対応できる体制を整えるとともに、介護者が介護負担にならない取り組みも進めていく必要があります。

認知症になっても排除されないように本人や家族、地域だけでなく、伊賀市社会福祉協議会をはじめ、医療機関や介護サービス事業所等が連携して取り組みを進めます。

また、子どもの通学時に見守り活動を実施することもあわせ、地域における見守り支援を強化することで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めます。

※ICTとは

Information and Communication Technology/情報通信技術のことで、コンピューターの技術を活用することを意味します

03

自主的かつ合理的な消費活動への支援を行います

消費活動において生じる可能性のあるトラブルについて、注意喚起を促進するとともに、消費者教育を実施することで、未然にトラブルを防止する活動を進めます。

また、適切な消費生活情報の提供に取り組み、合理的な消費活動が行えるように努めます。

そして、三重県消費生活センター等との連携を密にし、さまざまな主体が参画した相談や見守りの体制を確立させるための取り組みを推進します。

併せて多重債務者に対する問題や判断能力が十分とはいえない人への支援に取り組み、トラブルを未然に防ぎます。

04

災害時に強いまちづくりを推進します

地域住民が、平常時からの交流及び災害避難等の訓練を行うことを通じて、緊急時において、的確な対応が出来るように、地域における体制づくりを支援します。

また、災害時の避難所についても、安心して利用できるように、感染症の防止対策をはじめ、介護が必要な場合の支援や、コミュニケーションに不安を抱える人の支援等、さまざまな障がい等に配慮した運営に努めます。

災害は起こってからではなく、平常時からの地域ぐるみによる取り組みこそが重要です。地域住民が協力して、いつ災害が起こっても迅速に対応できる取り組みが必要です。

また、円滑に対応するために、災害ボランティアコーディネーターの養成や、福祉避難所マニュアルの作成に取り組んできました。さらに、災害ボランティアセンターの運営支援を行い災害に備えます。

保証に関するしくみの検討を行います

近年の高齢化・単身世帯の増加・世帯人員の減少・生涯未婚率の上昇等が相まって、入所・入院・賃貸住宅・就労等で「保証人」が求められているにも関わらず、担い手がいない等で対応することが難しいケースが増えてきています。

こうした課題に対応するために、保証に関するアンケートを行いました。アンケートの結果、保証人が必要にもかかわらず頼めない、頼みにくいという「保証の壁」があることが見えてきました。

保証に関するニーズは高まりを見せる中で、特定の人に頼る現状のしくみではすべての保証ニーズに応えることは難しいと考えます。今後は人やお金ではなくしくみ（機能）で保証を考えていく必要があり、そのために、さまざまな支援関係機関が連携して保証を担うしくみの確立を検討します。

また、人生の最期まで安心して暮らすことが出来るよう、制度だけでは解決できない遺言作成支援や、家財整理等の死後の事務に関する必要な手続きや、相談先を案内できるようなしくみづくりを検討します。

成年後見制度の利用促進に取り組みます (成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や内容について、あまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。そのため、支援を必要とする人が制度を利用し、利用者がメリットを実感できるよう、制度の利用促進に向けて取り組みます。

市では、2006（平成 18）年 8 月、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、その運営の中核として、地域の専門職団体等関係者の協力を得て、運営委員会を設置しました。

2019（令和元）年 8 月には、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、4 つの機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援）の充実を図っています。中核機関はさまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

また、伊賀地域福祉後見サポートセンターの運営委員会に中核機関の協議会機能を持たせ、地域連携ネットワークの要とし、次の 3 つの役割を実現します。

1. 権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。
2. 早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について相談できる窓口を整備します。
3. 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする支援体制を構築します。

また、制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合は、市長申立の適切な活用を図ります。経済的な理由で制度の利用が困難な方には、申立に係る費用や後見人等の報酬を助成します。

成年後見制度の利用には至らないものの、福祉サービスの利用の仕方や日常的な金銭管理など、日常生活に不安がある人を支援するため、伊賀市社会福祉協議会が「日常生活自立支援事業」を実施しています。判断能力が不十分な人の権利擁護を行う極めて重要な事業であることから、安定的に運営し持続可能なものとなるよう伊賀市社会福祉協議会との連携を図りながら、必要な人がこの制度を円滑に利用できるよう支援します。



これからの人材を育成するしくみづくりを実現します

今後少子高齢化に伴う人口減少社会が訪れることは避けようがないと考えています。それはこれまで地域を支えていた層が少なくなり、後を受け継ぐ人も不足するというところに直結します。

伊賀市では本計画において、持続可能な地域づくりをめざし、地域を支える人材の育成に取り組みます。

01

持続可能な地域行事・地域活動をめざします

行事や活動を継続していくために求められることは人材育成であり、そのためには小さい頃から各種体験等の参加型プログラム等に取り組み、地域への愛着を育んでいくことが重要です。

また、行事や活動を持続可能にするために「これまでずっとそうだった」という理由で設定していた日程などを住民の生活スタイルに合わせて見直すなどの工夫が必要です。

そして参加者が楽しめる活動を行い、運営することへの関心を持ってもらうことで、活動の中心となる人材の育成につなげることが大切です。

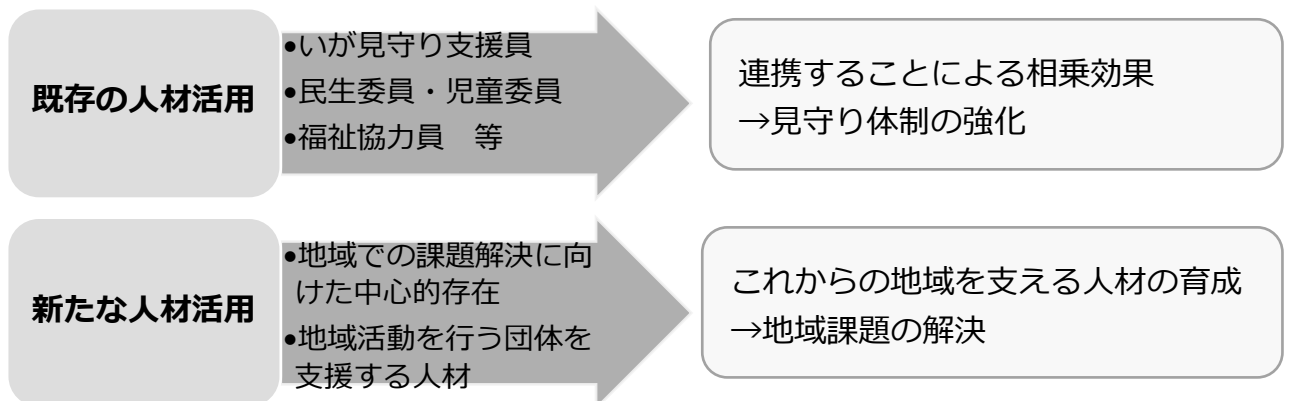
02

さまざまな人材の積極的な活用をめざします

地域の見守り活動等を行う「いが見守り支援員」の養成に取り組んできましたが、より地域で活躍していく機会や体制づくりを行うとともに、既存の人材が連携して相乗効果を生み出すしくみも整えていきます。

また、各分野の専門家が持っている知識やスキルを無償で提供する社会貢献活動を募って、さまざまな課題解決に向けた事業設計や、活動団体の支援を主体的に行う市民養成に取り組めます。

そして、地域住民自らが、さまざまな資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）を見つけ出し、それらを結びつけながら課題解決に取り組んでいくために市民人材の育成に取り組めます。



※いが見守り支援員とは

地域において見守りが必要な方への声かけ等を行うために、伊賀市社会福祉協議会で養成に取り組んでいる人のことで、基礎講座と専門講座を受講することで認定される。

地域活動を活性化するための支援を行います

地域における主体的な活動を活性化するため、その一環として地域住民自らが住民自治協議会等が主催する事業運営に携わっていくことが重要になります。地域内でのワークショップや講演会、交流会等を継続して実施し、地域内での共有に努めるとともに、その方法についても時代に合わせてオンラインを活用した情報発信等を取り入れていくため、地域福祉コーディネーターが支援を行います。

また、地域活動を活性化するための財源確保も重要であり、コミュニティビジネスについては、第3次計画でも促進した「ふくし」と「多業種」が連携した7次産業化の取り組みにもつながり、地域の活性化のために効果的な取り組みと言えます。さらに、ファンドレイジング等のさまざまな手法を取り入れながら、共感や参加を得ることで寄付等を募ることや、地域独自のビジネスモデルをつくり上げることで財源を確保していくための支援も行います。

また、地域を活性化させるためには地域内での取り組みだけではなく、地域外の人材による支援等も必要になってきます。積極的な受け入れを行うとともに、異なる視点からのアイデア等を有効に活用することで活性化に努めます。

※ファンドレイジングとは

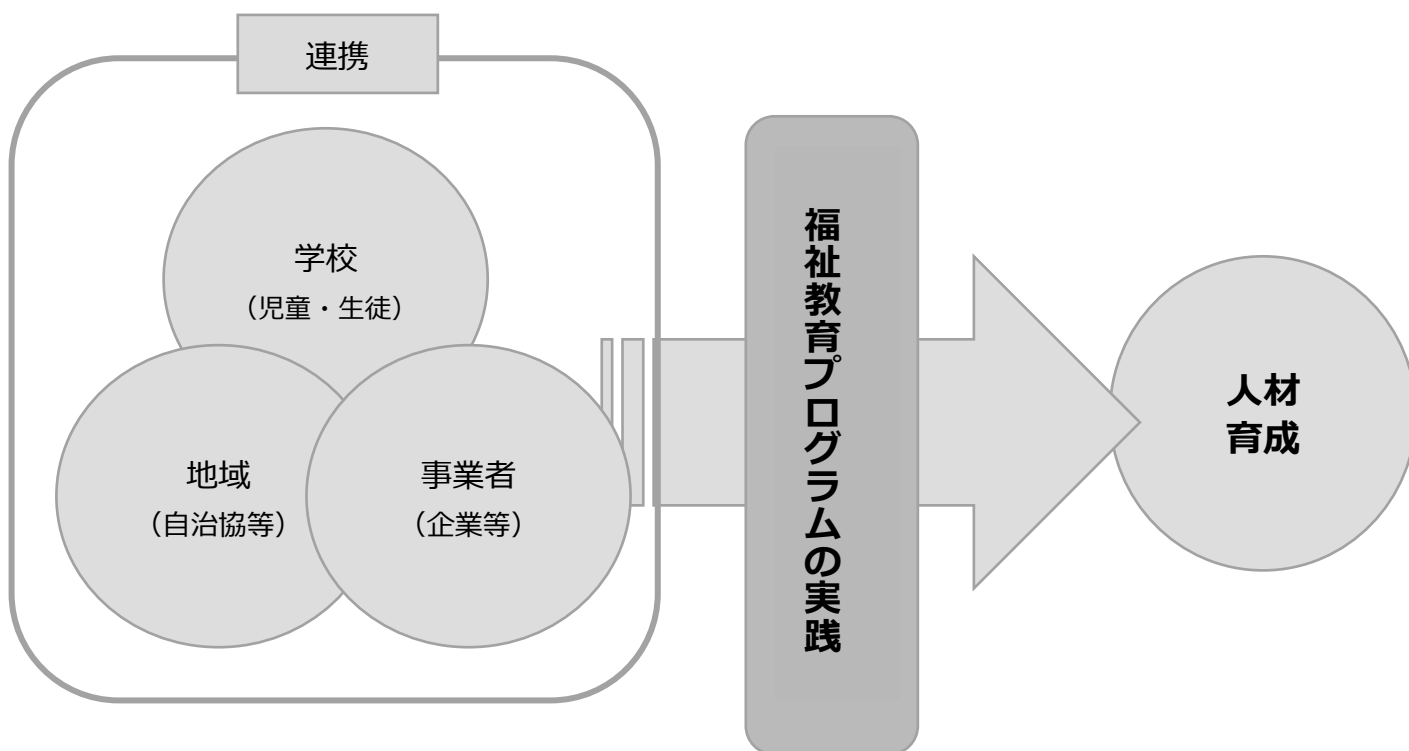
ファンドレイジングとは、NPO が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称のことをいいます。

04

地域に愛着がわくような福祉教育に取り組みます

地域を支える人材を育成するために、幼少期から地域への愛着を育んでいく必要があります。そのために、サービスラーニングや各種体験等の参加型プログラムの開発を推進します。

また、地域の中でともに生きるということを大切にする意識を育むため、福祉教育プログラムを充実し、学校との連携により福祉教育プログラムを活用した取り組みを行います。併せて、人材を育成する教育機関の支援についても検討していく必要があります。



※サービスラーニングとは

奉仕活動と学習活動の実践を統合させた学習方法のことをいいます。

生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくりを実現します

地域共生社会は地域におけるすべての人が何らかの役割を持って支え合うことで実現できる社会です。そのためにも多様性を認め合って暮らしていく意識が大切です。

地域にはいろいろな人が暮らして（多様性/Diversity）います。裏返せば、いろいろな人がごちゃまぜになって成り立っているのが地域社会であるともいえます。

十人十色とよく言いますが、見た目も考え方も人それぞれ違います。重要なのは、そのことを認識して受けとめること（社会的包摂/Social Inclusion）です。「みんな違ってみんないい」この多様性を認め合って暮らしていくという意識を醸成していく取り組みを進めていきます。

01

マイノリティで生きづらさを抱える人の「生きづらさ」を軽減します

LGBT、外国人、障がい者等のマイノリティの市民が、差別を恐れて LGBT であることを打ち明けることができなかつたり、外国人ということでアパートの入居を拒否されたり、障がいがあることで希望する仕事に就くことができなかつたりとさまざまな生きづらさを抱えているという課題があり、原因としては、差別や偏見、コミュニケーションの不足等があります。

大切なことは、一方通行の理解でなく双方向の理解、つまりお互いが理解し合っ
て初めて分かり合えるという意識を持って接することです。

また、地域の中でいろいろな人が交流し合える場づくりも重要です。

※マイノリティとは

社会的少数者または社会的少数集団のことで、社会においてその属性が少数派に位置する者の立場や集団のことをいいます。

02

さまざまな事業所と連携して就労支援に取り組みます

人が生きづらさを抱える要因の一つに就労に困難を抱えることが考えられます。就労は単に収入を得る手段というだけではなく、自己実現や生きがいにつながる重要な社会参加の機会です。障がいのある人や罪を犯し服役して出所した人等については、社会からの偏見等があることで仕事の能力はあるのに就労を希望してもかなわない場合があります、そのことがひきこもることや再犯につながってしまう原因になる場合があります。

そのため、障がいのある人の社会参加や出所者の社会復帰に向けた支援に取り組む必要があり、その支援に取り組む企業や事業所を「伊賀市福祉協力事業所(仮称)」として認定し、連携を行うことで社会参加・社会復帰支援に向けた体制づくりをめざします。

03

ひきこもりサポートの取り組みを拡充します(再掲)

ひきこもりなどの「生きづらさ」について、本人や家族、地域の人々が気軽に相談することが出来る窓口を設置するとともに円滑な運営を行うことに努めます。

そして相談窓口とともに、気軽に利用することが出来る居場所の確保や、本人が社会参加いきいきと活躍が出来る場や機会づくりを進めます。

また、ひきこもりなどの「生きづらさ」について、啓発に関するイベント等も開催することで、市民に広く正しく理解をしてもらい、その「生きづらさ」が少しでも軽減されるよう努めます。

そのために、世代や分野を超えた支援関係機関によるネットワークの構築を行い、連携した支援を行える体制づくりに取り組むとともに、ひきこもりサポーターを養成して、さまざまな角度から支援を行います。

04

再犯防止に向けて取り組みます（再掲）

刑務所に再び入所した人のうち約 7 割が再犯時無職であったり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率より約 3 倍高いことから、不安定な就労が再び罪を犯すリスクになっていることが明らかになっています。

また、適切な住居が確保されないまま刑事施設を出所した人が再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが分かっています。

さらに、高齢者が出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、短期間で再犯に至る傾向があります。知的障害のある人も全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

このようなことから、罪を犯した人の生活基盤の不安定さが、再犯につながる原因と考えられます。犯罪をした人等が必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関等と連携を強化します。

そして、罪を犯した人の立ち直りを支えていくため、更生保護団体と協働し「社会を明るくする運動」を実施し、趣旨の啓発に努めます。

自殺対策の取り組みを進めます（再掲）

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識になるよう普及啓発に努めます。また、さまざまな悩みや生活上の困難を抱えた人に対して早期の気づきが重要であることから、市民ひとりひとりが身近な「ゲートキーパー」として行動できるよう人材育成を図っていきます。

そして、自殺の背景にあるさまざまな悩みを包括的に支援できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、必要とする人が相談窓口を知り相談を受けやすいよう周知を行います。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取り組みが重要です。生きづらさや悩みを抱えた人が、孤立することなく、地域とつながり、支援を受けることができ、悩みを抱える人を支える家族等の支援者が孤立しないよう、支援関係機関が連携・協働するしくみを構築し、地域におけるネットワーク強化に努めます。



第6章

新たな時代における

地域福祉のあり方と可能性

計画期間の2021（令和3）年から2025（令和7）年の5年間で、前章までにまとめた「4つの支えと4つの安心」及び「6つの充実」に基づいた取り組みを進めていくうえでの、3つの観点についてお示しします。

1. SDGs の観点から考える地域福祉 97

SDGs を考えるうえで重要なのは「持続可能な地域」をつくり上げることと、そのために「誰も取り残さないこと」になります。

地域共生社会のめざすところも全く同じで、すべての人が支え合いながら地域で共に生きていく社会です。本計画ではSDGsの概念も意識して推進していきます。

2. Society5.0 に対応した地域福祉 99

本計画を推進していく 5 年の間に、大きなターニングポイントとなる「2025 年問題」が含まれており、日本社会全体が大きく変わると予想されます。

Society5.0 は社会全体のステージを 1 段階引き上げるものであり、社会の変化は人々の生活に密接に関わります。本計画では、その変化にも対応できるように推進していきます。

3. with コロナ時代における地域福祉 101

福祉と「生活」は切っても切れないものになります。そして現在、私たちの「生活」は大きく変わろうとしています。

本計画は with コロナ時代で計画を推進していきます。その中で必要なことをお示しします。

1. SDGs の観点から考える地域福祉

① SDGs とはなにか

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続的な開発目標）」の略称です。

これは2015（平成27）年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の2016（平成28）年から2030（令和12）年の15年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。

社会が抱える問題を解決し、2030（令和12）年をめざして明るい未来を作るため、17のゴールと、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。なお、17のゴールは下記のとおりです。



国連開発計画ホームページ より

② SDGs と地域共生社会について

なぜ自治体において SDGs の理念に基づいて取り組みを進めるのかというと、少子高齢化が進み、さらなる人口減少の到来が想定される中で、現状のさまざまな地域課題はいつそう複雑化・複合化することが想定されており、国・地方問わず「持続可能な地域づくり」が喫緊の課題となっているからです。第2次伊賀市総合計画第3次計画は、SDGs を意識した内容となっており、本計画も方向性を同じくして取り組みを進めていく必要があります。

SDGs の達成に取り組むことが「持続可能な地域」をつくることにつながり、住み続けられるまちづくりのため、市内移住等さまざまな方策を検討していきます

SDGs の理念と地域共生社会の考え方はともにめざすところは同じです。

地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ（多様性/Diversity）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂/Social Inclusion）が求められています。

そして、このことを通じて市民ひとりひとりが、地域の中でいきいきと暮らすことができる社会を伊賀市ではめざしています。それは裏返せばすべての人を守っていくセーフティネットを強化することにつながります。

2. Society5.0 に対応した地域福祉

① Society5.0 とはなにか

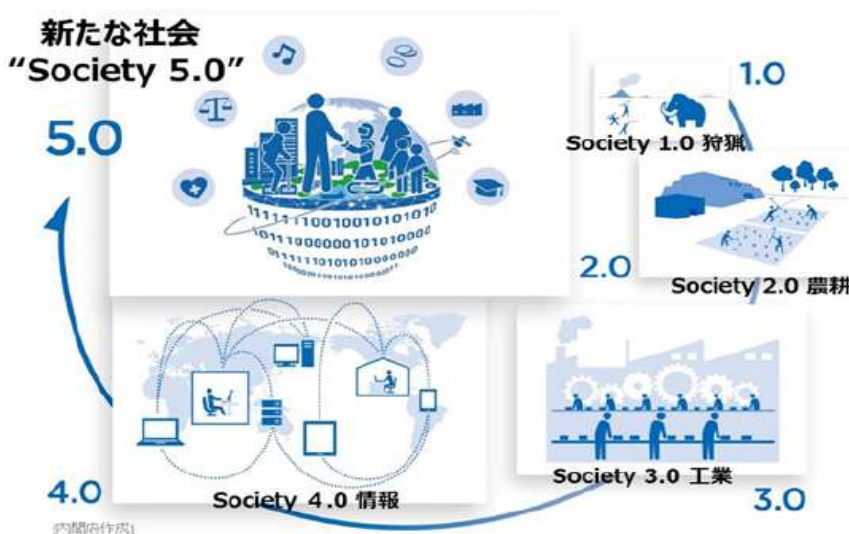
Society5.0 とは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新しい社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間の中心の社会」と定義されています。

② Society5.0 と地域共生社会

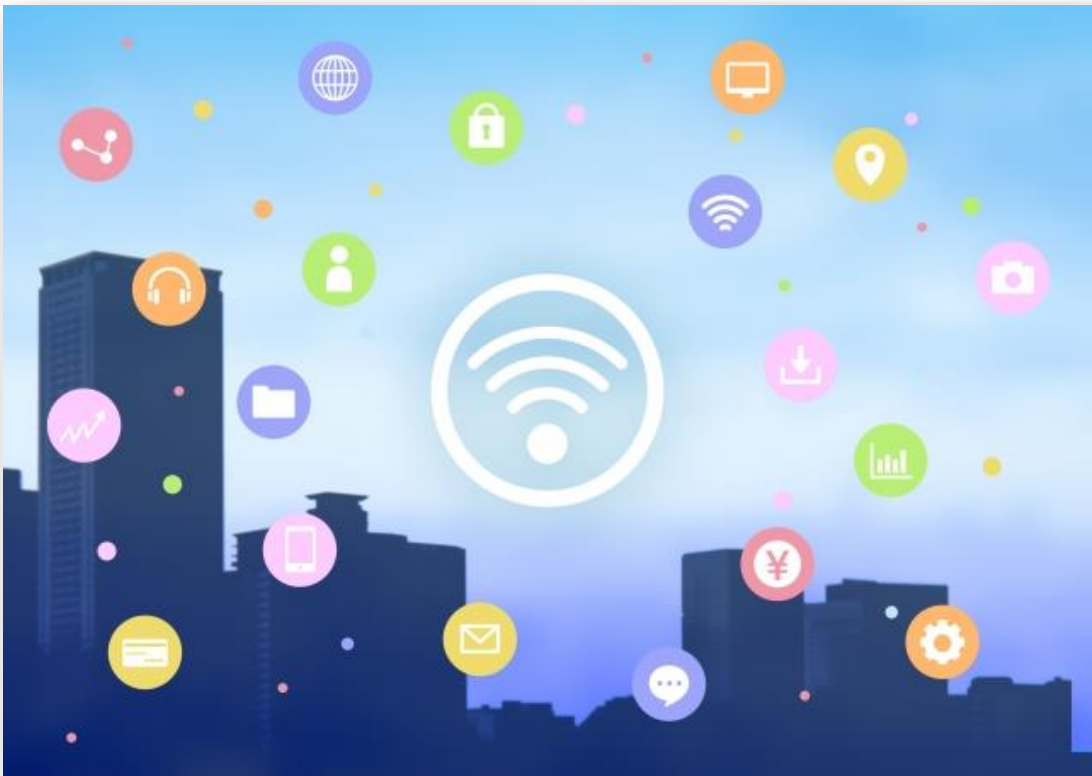
Society5.0 では私たちの暮らしは大きく変わります。そして福祉とは私たちの暮らしに直結するものです。つまり地域福祉を推進するにあたっては Society5.0 にも対応していく必要があると考えます。

Society5.0 がめざすものは、誰もが快適に暮らしやすい社会であるといえますが、それは伊賀市がめざす地域共生社会や、SDGs の考え方に通じるのではないのでしょうか。SDGs も Society5.0 も地域共生社会と同様に、考え方が示されて数年ほどですが、原点にあるのは「すべてのひとが幸せにくらすことができる」ことであると考えます。

つまり、伊賀市において地域共生社会を実現するためには、これらの考え方にも基づいた取り組みが必要になってくると思われまますので、今後も重要視しながら取り組みの推進を図っていきます。



内閣府「Society5.0」より



3. with コロナ時代における地域福祉

① with コロナ時代を迎えて

新型コロナウイルス（COVID-19）の世界における感染者数は、2020（令和2）年12月末現在で8,200万人以上、死亡者数は180万人を超え、日本においても感染者数は23万人以上、死亡者数も3,000人以上となっており、全世界において猛威を振るっています。

これによりもたらされる影響は、直接的な病気のことはもちろん、時短営業や外出等の自粛によって、観光や飲食業等のさまざまな業種が経済的な影響を受け、それは雇用や労働条件の悪化にそのままつながり、明日の生活すらままならない人が多数生まれる事態となりました。

伊賀市でも伊賀市社会福祉協議会がコロナ禍における緊急アンケートを実施し、市民の暮らしがどのように変化したのかを調べた結果 27%の人が収入減等により生活が苦しくなったという回答がありました。他市に比べ外国人住民が多く、非正規雇用で収入の不安定な方を中心に支援を求める方が多く、生活福祉資金の貸付件数が急増するなど、その事が如実に現れました。

わたしたちは現在、3密を避けることやマスクの着用、手指消毒等の徹底をはじめとした「新しい生活様式」を実践しています。どれもこれもこれまででは考えられなかったことで、コロナ禍はわたしたちの生活を大きく変えてしまいました。まさに「今まで当たり前だったこと」が「当たり前でなくなる」という象徴的な出来事となりました。

福祉とは市民ひとりひとりの「暮らし」に直結するものです。つまり、地域福祉を推進するためには、with コロナという概念を抜きにしては語ることはできないと考えますし、これからの5年間を考えていく本計画においてもその取り組みの推進には新しい生活様式に沿って行っていく必要があります。

地域共生社会の実現によりもたらされるセーフティネットの強化は、平時だけでなくこのような非常時にこそ役立つものであると言えます。お互いが支え合いやつながりを強化して支え合うことで、困難な時代を乗り越えていきたいと考えています。

※伊賀市社会福祉協議会によるアンケート

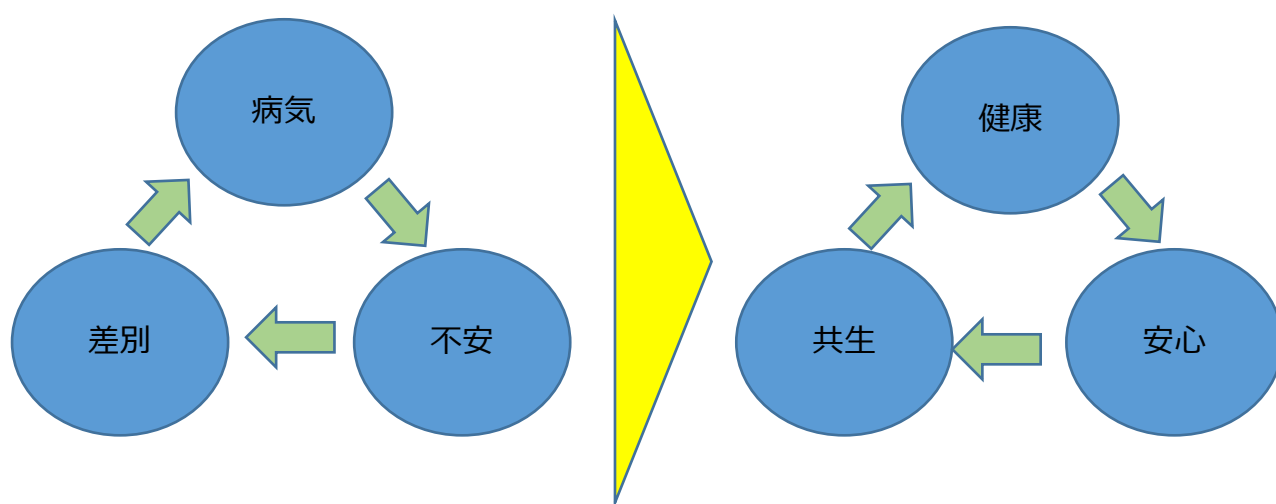
伊賀市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による生活への影響を把握し、対策につなげるために、2020（令和2）年6月から7月にかけて、老人クラブ、障がい者連盟、子育てサークル等を対象にアンケートを行いました。

② with コロナでの支え合いと新たなスパイラルの確立に向けて

コロナ禍においては、地域における活動についても、今までのように住民が集うことが出来なくなりました。しかし、こんな時代だからこそ求められる新たな活動をしようという思いが地域で芽生え、サロンスタッフが安否確認を兼ねて利用者の家を訪問する逆サロンの活動や、オンラインによるサロン開催など少しずつ活動が再開されています。これからも地域で創意工夫し、活動していただけるような支援に取り組みます。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）の怖さは、「病気」「不安」「差別」の3つの顔がつながり、生活に影響を及ぼすとされています。（日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より）

つまり、「病気」が「不安」を呼び、不安が「差別」を生み、差別がさらなる病気の拡散につながっていくということです。この負のスパイラルを、全国社会福祉協議会が進める「健康」「安心」「共生」というプラスのスパイラルに変えるべく、伊賀市でも福祉教育の取り組みを推進します。



日本赤十字社
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！
～負のスパイラルを断ち切るために～」 より

全国社会福祉協議会
「あなたのまちでやさしさを
ひろげるために」 より

③ ピンチをチャンスに変えて

コロナ禍により多くの事業者が打撃を受ける中で、これを一つのビジネスチャンスと考える取り組み、例えばデリバリーサービスの拡充であるとか、オンラインやリモートを活用したツールの開発、個人でも副業等のサイドビジネスなどさまざまな事例が報じられています。

これはビジネスの話だけではなく、地域福祉の推進においても同様であると考えます。困難な状況が訪れたからこそ見えてくる課題もあります。重要なのはそのことを見過ごすのではなく、しっかりとキャッチして取り組みにつなげていくことではないかと考えます。大切なのはピンチの状況をいかにチャンスに変えることができる発想を持つことができるかで、伊賀市では今後も各地域と連携を図りながら、何ができるか、何をしないといけないのかを考え、プラットフォームの形成に向けた地域づくりにつなげていきます。



第7章

地域福祉の推進と

進行管理及び評価

本計画を推進していく推進体制や地域課題を解決していくためのしくみ、そして進行管理を行うサイクル及び評価の方法についてお示しします。

1. 地域福祉の推進体制 107

2. 計画の進行管理と評価 . . . 109

1. 地域福祉の推進体制

① さまざまな声を拾い上げ、地域福祉の推進につなげていきます

地域課題は、個別支援と地域支援の両面から拾い上げています。

伊賀市では13人の地域福祉コーディネーターが地域支援活動によりさまざまな地域の声を拾い上げるとともに、個別支援についても課題解決を通じて地域課題かどうかの検討を行っています。

そして、集められたさまざまな地域課題については、各々の支援で行われる会議において整理・把握・共有を行います。

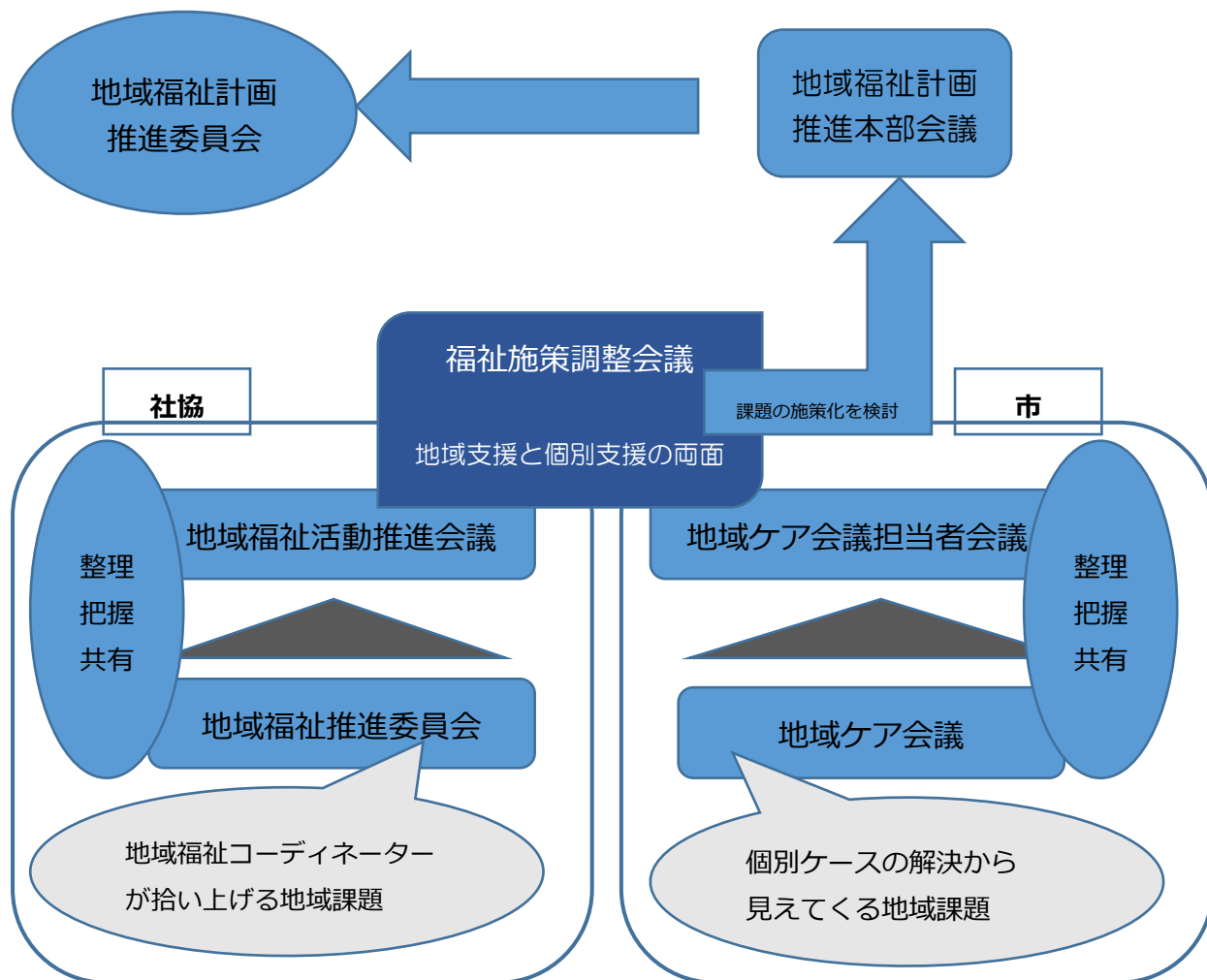
その後福祉施策調整会議等を経て地域課題解決に向け施策化を検討し、地域福祉の推進につなげていきます。

② 地域課題を解決するために、しくみを強化します

市や地域福祉コーディネーターにおいて把握及び整理した地域課題について、解決に向けて施策化を検討するしくみを第3次計画において構築し、一定の成果は見られましたが、地域課題については問題が複雑化・複合化していることにより、解決にいたっていないものがあることも事実です。

今後は、重層的な支援体制を整備し、分野を問わずに包括的な支援に取り組む体制を整えるとともに、地域課題の解決を円滑に行うしくみについても強化していきます。

☆地域福祉の推進体制



2. 計画の進行管理と評価

① 新たなサイクルにより、進行管理を行います

進行管理については、定期的に庁内組織である地域福祉計画推進本部会議や審議会機能を持つ地域福祉計画推進委員会において、進捗状況や方向性を確認していき、改善の必要性があるのか等を検討する体制を整えます。

大切なことは計画を作ることだけではなく実行していくことです。そのために「Cから始めるPDCAサイクル」をモットーに進行管理を行い、計画に基づいた取り組みを滞りなく行っていきます。

② 2つの評価指標に、地域の力の強化を測る指標を取り入れます

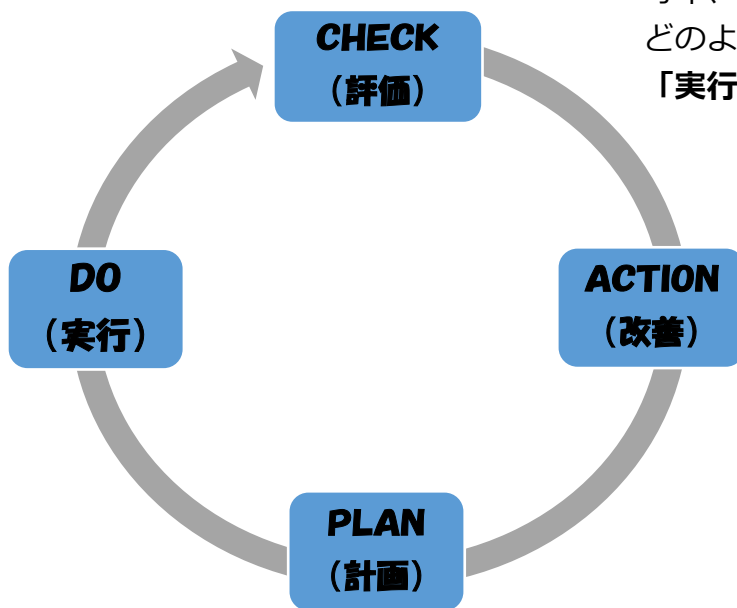
これまでと同様に、分析のための指標と成果を確認するための指標により、進行状況や達成度についての評価を行いながら、計画についての進行管理を行います。

「人口動態」や「健康寿命」を分析することで、現状がどうなっているのかという理解がすすみます。

「地域予防対応力」では、自助や互助の取り組みがどれだけ進んでいるのか、また「生活満足度」では、市民が暮らしについてどれだけ満足できているのかがそれぞれ分かります。

本計画からはそれら4つの指標に加え、地域共生社会の実現のために必要になる地域の力がどれだけ強化されているのかを測るために、「地域福祉資源力」という指標を設けました。これから計画を推進していく中で、取り組みの成果がどこまで現れているのかを中間年である2023（令和5）年にお示しします。

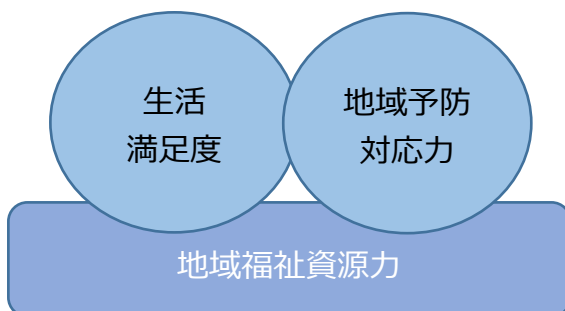
「C」から始まるPDCAサイクル



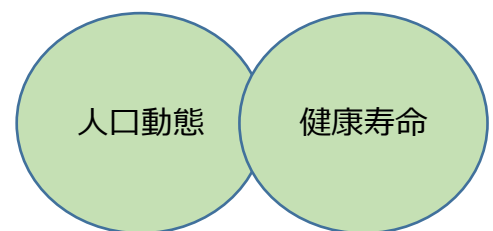
毎年、どこまでできたかを「確認」し、どのように「改善」するか「計画」して「実行」にうつします

新たな計画評価の考え方

成果を確認する指標



分析のための指標



むすびにかえて

本計画は、重点施策として「4つの支えと4つの安心」そして「6つの充実」を掲げて取り組むことを示しました。

このうち「4つの支えと4つの安心」は、高齢・障がい・子育て・生活困窮という一体的に取り組む分野に加え、住まい・健康づくり・地域医療にくらしという市民の生活に必要なそれぞれの取り組みや支援をまとめた「**縦の糸**」として考えました。

「6つの充実」は、持続可能な地域づくりのために必要なしくみや市全体で連携して取り組んでいく体制、そして地域課題を解決し、理念を達成するために分野を超えて横断しながら充実させていくべき「**横の糸**」として考えました。

伊賀市ではこれから、この縦の糸と横の糸を組み合わせることで、誰ひとりとして取り残さないためのセーフティネットを強化し、支え合いやつながりを大切にした地域づくりを行います。そのために必要になるのは、市民ひとりひとりによる主体的な取り組みです。

「主役になるのはすべての伊賀市民」です。

伊賀市では、これからの5年間「ひとりひとりが支え合いつながりあいながら、いきいきと暮らせるまちづくり」という理念を達成し、すべての市民が幸せにくらしていくための「**伊賀市流地域共生社会**」の実現をめざします。

